

《制度内容》

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金・現金等の財産管理や、介護サービスを利用するための契約などの法律行為を自分ですることが難しい場合があります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、判断能力が十分にある間に、信頼することができる方と公正証書で予め契約しておく任意後見制度と、すでに判断能力が低下している場合に利用する法定後見制度とがあり、さらに、法定後見制度には、判断能力の程度により後見・保佐・補助の3つの類型があります。

法定後見制度と任意後見制度

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為
取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	同左